

## (1) ひとり親家庭における子どもの状況

### ○ 家族数

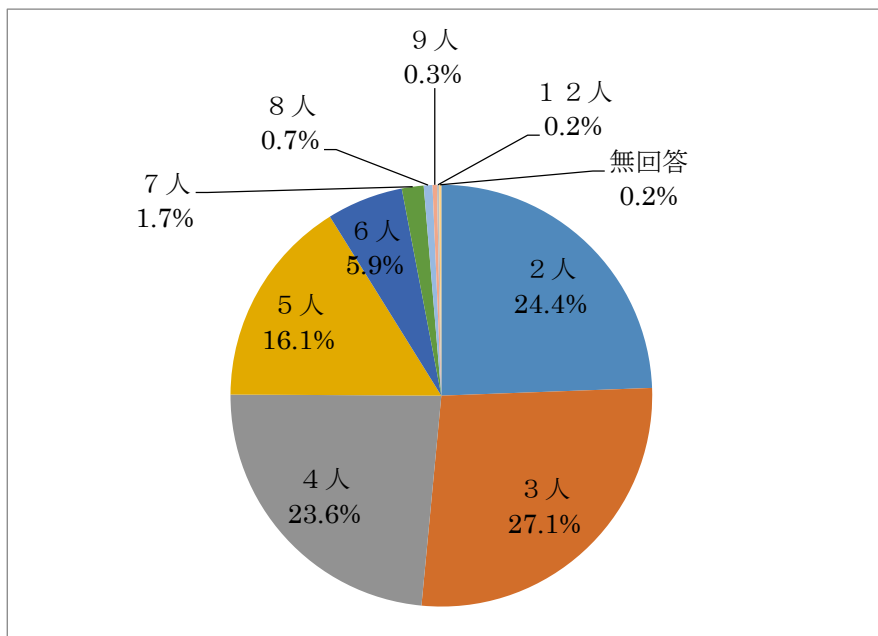
ひとり親家庭の家族の人数は598世帯のうち、3人家族が162世帯（27.1%）、2人家族が146世帯（24.4%）、4人家族が141世帯（23.6%）となっており、全体の約7割が2人～4人世帯となっています。

前回調査（H21）では、3人（29.0%）、4人（23.1%）、2人（22.0%）の順でした。

福島県の世帯平均は、平均は、2.7人（平成26年10月1日現在）となっています。

（県統計調査課 「福島県の推計人口」）

カテゴリ	回答数	%	前回（H21）
2人	146	24.4%	22.0%
3人	162	27.1%	29.0%
4人	141	23.6%	23.1%
5人	96	16.1%	12.4%
6人	35	5.9%	6.4%
7人	10	1.7%	2.0%
8人	4	0.7%	1.4%
9人	2	0.3%	0.6%
12人	1	0.2%	0.1%
無回答	1	0.2%	3.0%
計	598	100.0%	100.0%



○世帯人員は「3人」の割合が最も高く、以下「2人」、「4人」と続く。

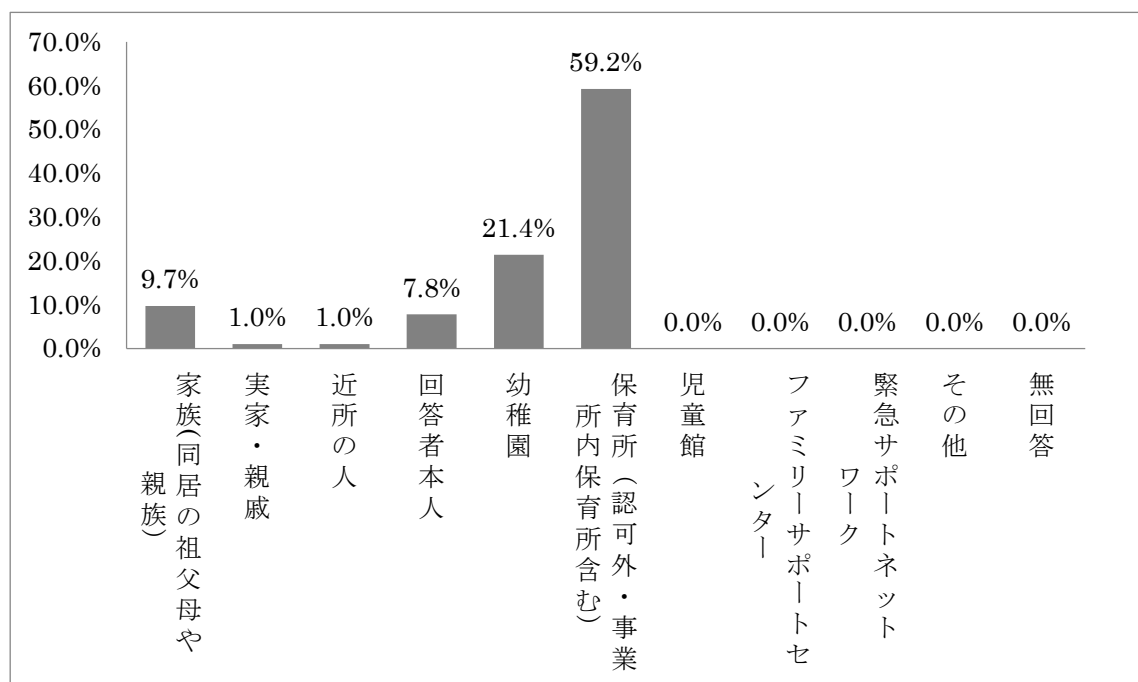
## ○ 子どもの面倒をみている人(場所)－小学校入学前－

598世帯のうち、小学校入学前の子どもを持つ103世帯では、日中、保育所(認可外・事業所内保育所を含む。)に預けているのが61世帯(59.2%)、幼稚園に預けているのが22世帯(21.4%)となっています。

前回調査(H21)は、保育所(認可外・事業内保育所を含む。)が56.6%、幼稚園が18.3%であり、保育所等に預けている割合が増加しています。

家族(同居の祖父母や親族)が面倒をみている割合は9.7%で、前回(H21)の10.5%より減少しています。

カテゴリ	回答数	%	前回(H21)
家族(同居の祖父母や親族)	10	9.7%	10.5%
実家・親戚	1	1.0%	3.7%
近所の人	1	1.0%	0.0%
回答者本人	8	7.8%	10.5%
幼稚園	22	21.4%	18.3%
保育所(認可外・事業所内保育所含む)	61	59.2%	56.6%
児童館	0	0.0%	0.0%
ファミリーサポートセンター	0	0.0%	0.0%
緊急サポートネットワーク	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.4%
無回答	0	0.0%	0.0%
計	103	100.0%	100.0%



## 参考 保育所の利用状況

認可保育所は平成26年4月1日現在、54市町村の319箇所設置されています。

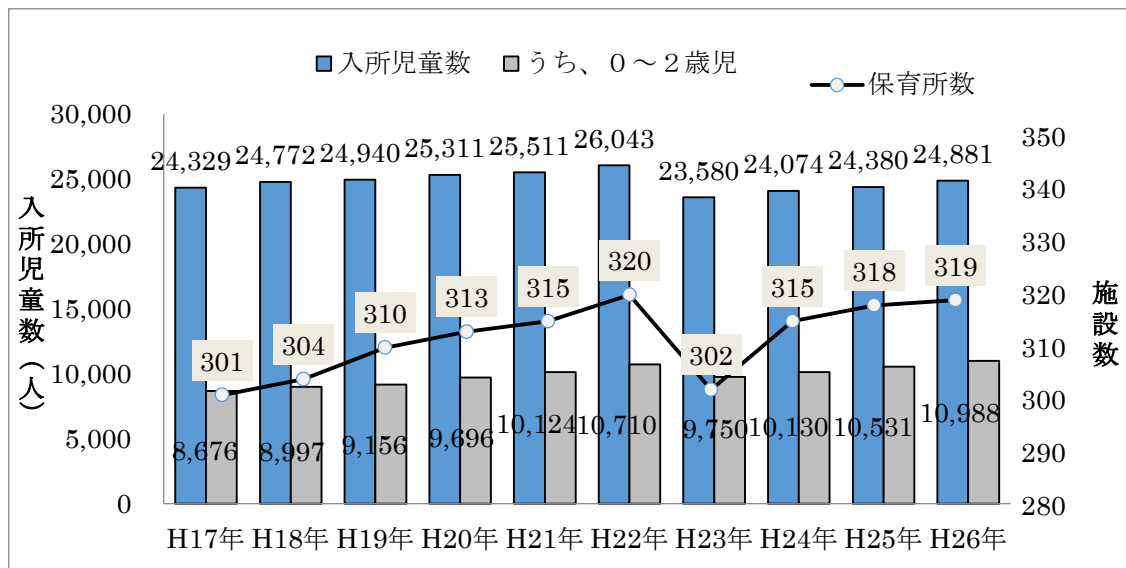
(震災の影響等により閉園中の施設を除く)

震災後、休園する保育所が増え、入所児童数は一時期減少しましたが、徐々に増加してきており、平成26年の入所児童数は24,881人となっています。

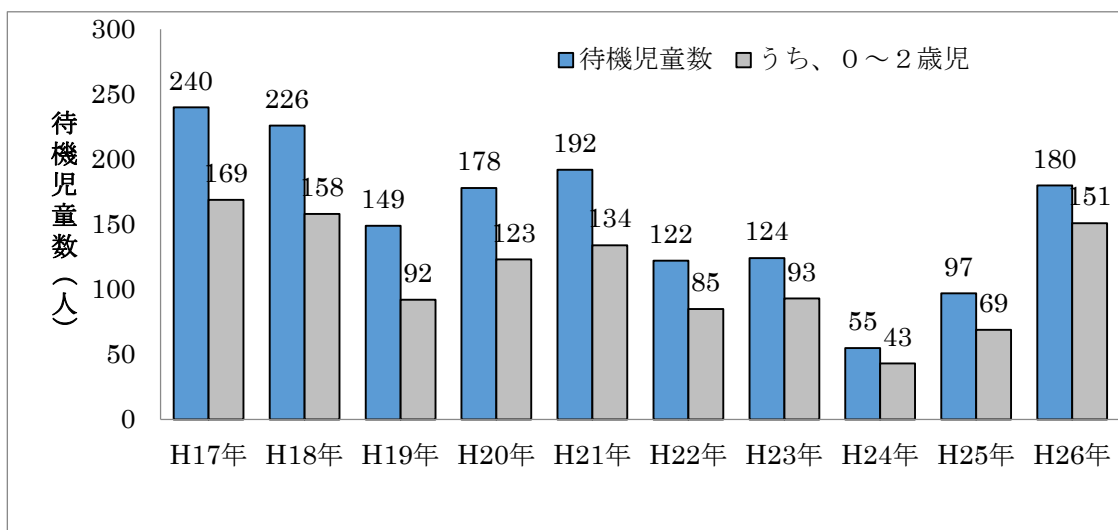
(うち低年齢児(0歳から2歳児)10,988人)

一方で、保育所の入所を希望しても定員の関係等で希望する保育所に入所できない待機児童は、震災後減少していましたが、平成26年には震災前の水準の180人となっています。そのうち低年齢児については、83.9%と、全体の児童数の中で大きな割合を占めています。

### 保育所数及び入所児童数の推移(各年4月1日現在)



### 保育所待機児童数の推移(各年4月1日現在)



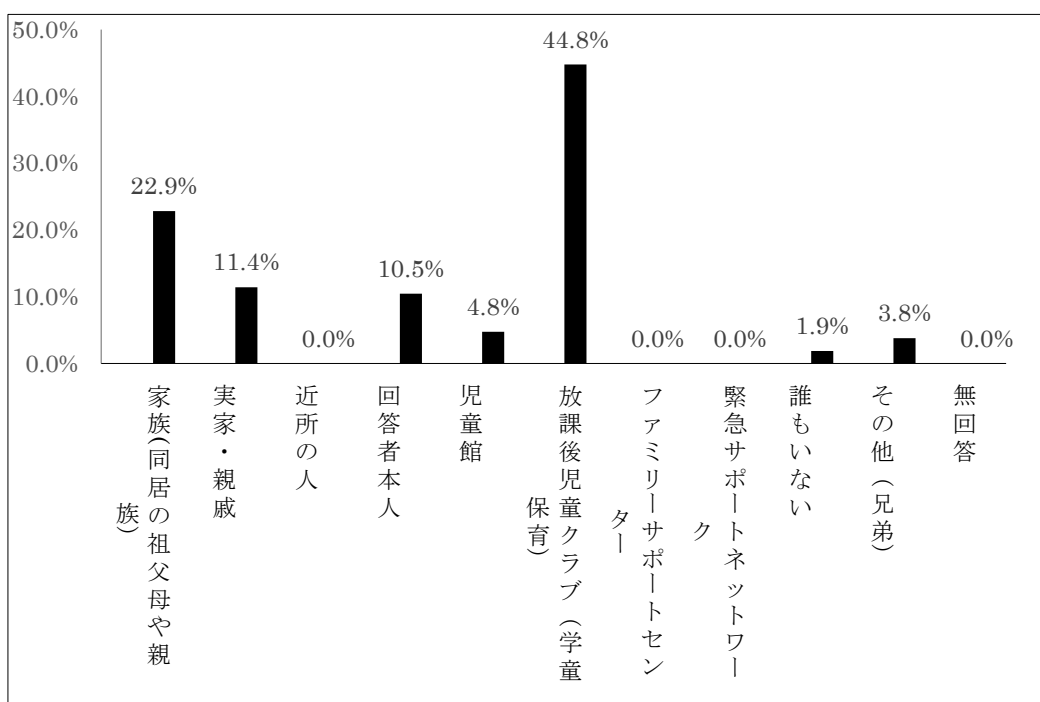
「県子育て支援課「保育所入所待機児童数町、厚生労働省報告」

## ○ 子どもの面倒をみている人（場所）－小学校低学年－

598世帯のうち小学校低学年の子どもを持つ105世帯の子どもの面倒をみている人（場所）は、放課後児童クラブ（学童保育）47世帯（44.8%）、家族24世帯（22.9%）、次いで実家や親戚12世帯（11.4%）となっています。

前回調査（H21）では「誰もいない」との回答が1割弱（9.9%）存在しましたが、今回調査では、1.9%とかなり減少している一方、県（行政）に対する意見・要望では、学童クラブの充実が求められています。（新規設置、病気の際の預かり先、学年制限の撤廃、指導者の専門性の向上、利用料の減額等）

カテゴリ	回答数	%	前回(H21)
家族(同居の祖父母や親族)	24	22.9%	25.5%
実家・親戚	12	11.4%	9.5%
近所の人	0	0.0%	0.0%
回答者本人	11	10.5%	14.6%
児童館	5	4.8%	9.2%
放課後児童クラブ（学童保育）	47	44.8%	29.6%
ファミリーサポートセンター	0	0.0%	0.0%
緊急サポートネットワーク	0	0.0%	0.0%
誰もいない	2	1.9%	9.9%
その他（兄弟）	4	3.8%	1.7%
無回答	0	0.0%	0.0%
計	105	100.0%	100.0%



## (2) ひとり親家庭の住居の状況

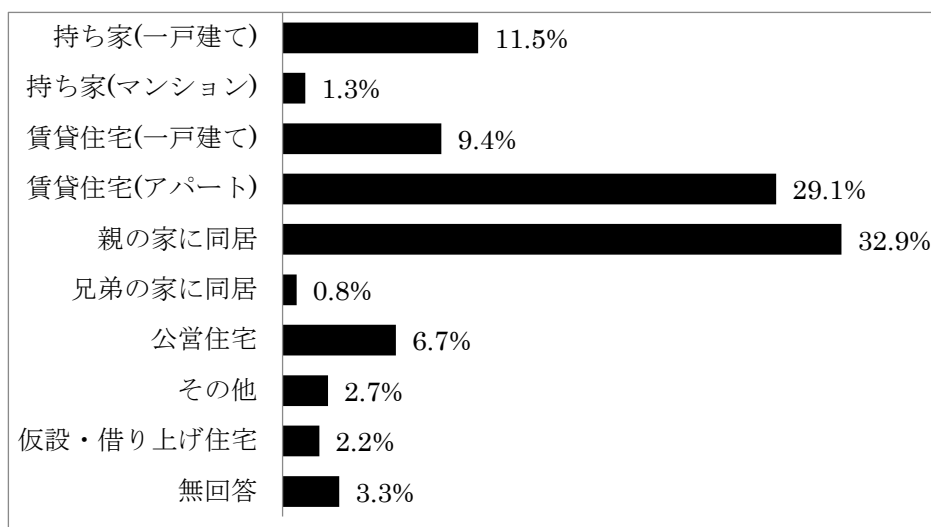
ひとり親家庭の居住形態をみると、親の家に同居197世帯(32.9%)、賃貸住宅(アパート)174世帯(29.1%)、賃貸住宅(一戸建て)56世帯(9.4%)となっています。

前回(H21)は、親の家に同居33.7%、賃貸住宅(アパート)31.7%、賃貸住宅(一戸建て)10.6%、公営住宅9.9%となっており、ほぼ同様の状況となっています。

公営住宅は、40世帯(6.7%)と少なく、県(行政)に対する意見・要望でも、公営住宅への入居希望に関する要望が多数寄せられています。

このことから、公営住宅入居のための施策が必要とされています。

カテゴリ	回答数	%	前回 (H21)
持ち家(一戸建て)	69	11.5%	9.1%
持ち家(マンション)	8	1.3%	0.8%
賃貸住宅(一戸建て)	56	9.4%	10.6%
賃貸住宅(アパート)	174	29.1%	31.7%
親の家に同居	197	32.9%	33.7%
兄弟の家に同居	5	0.8%	0.4%
公営住宅	40	6.7%	9.9%
その他	16	2.7%	2.8%
仮設・借り上げ住宅	13	2.2%	
無回答	20	3.3%	1.0%
計	598	100.0%	100.0%

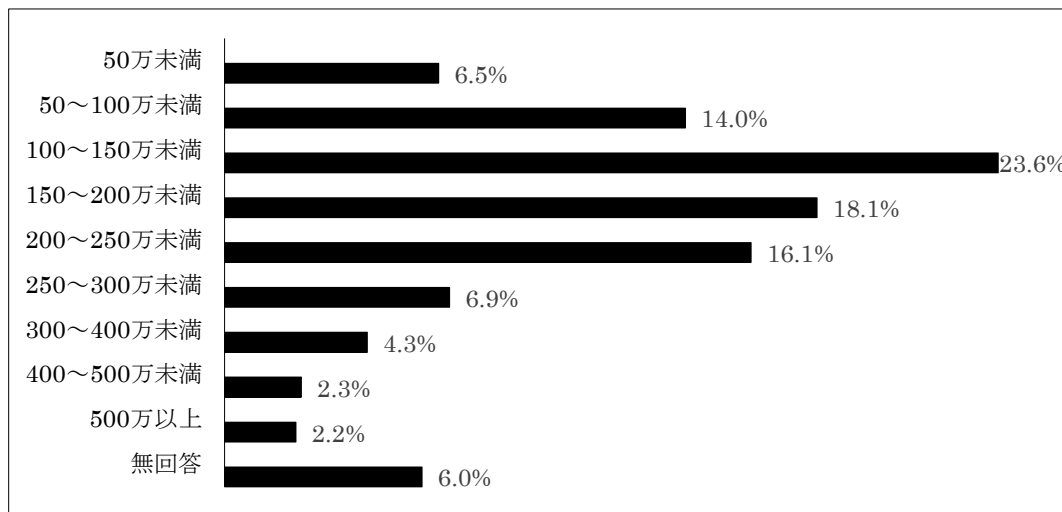


### (3) 平均年間収入

県内のひとり親世帯の平成25年の収入を見てみると、100～150万円未満が141世帯、(23.6%)、150～200万円未満が108世帯(18.1%)、200～250万円未満が96世帯(16.1%)、50～100万円未満が84世帯(14.0%)となっており、300万円未満の世帯が509世帯と、全体の85.1%を占めています。

このことから、自立のために収入を伸ばす施策が必要となります。

カテゴリ	回答数	%	前回 (H21)
50万未満	39	6.5%	4.7%
50～100万未満	84	14.0%	13.3%
100～150万未満	141	23.6%	23.9%
150～200万未満	108	18.1%	20.6%
200～250万未満	96	16.1%	13.7%
250～300万未満	41	6.9%	7.4%
300～400万未満	26	4.3%	5.2%
400～500万未満	14	2.3%	3.1%
500万以上	13	2.2%	1.0%
無回答	36	6.0%	7.1%
計	598	100.0%	100.0%



<参考>

(万円)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全世帯収入	547.5	549.6	538	548.2	537.2
母子世帯収入	231.4	262.6	252.3	250.1	243.4

厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」による。

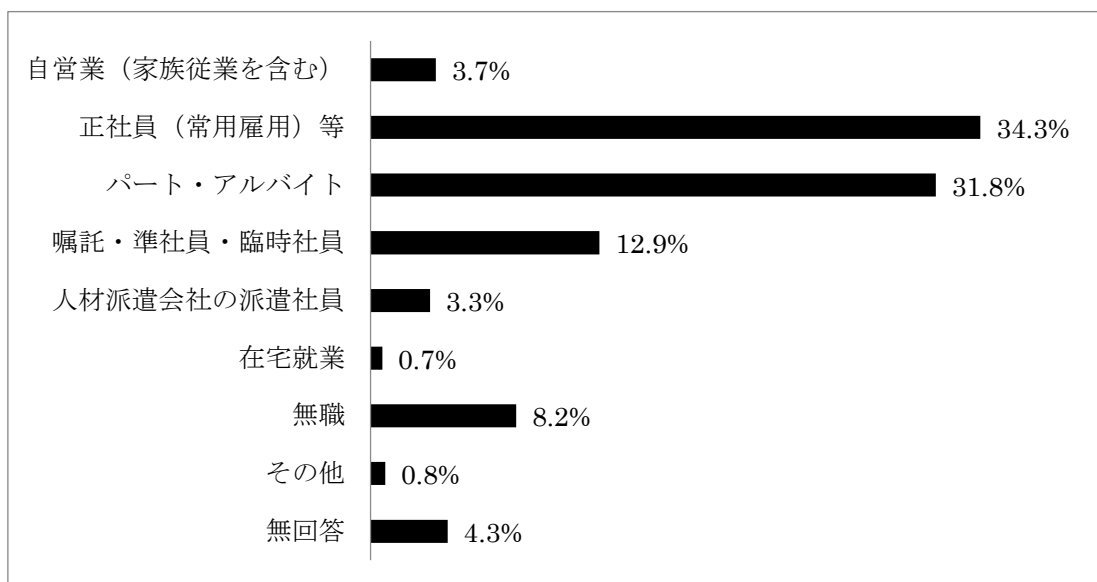
#### (4) 就業率

598世帯の就業状況については、無職（49世帯）、その他（5世帯）、無回答（26世帯）を除く518世帯（86.6%）が、何らかの形で就業しており、ひとり親家庭等の就業割合は、非常に高いことが見てとれます。

しかし、収入や待遇面で不安定であるパート、アルバイト、嘱託・準職員・臨時職員、人材派遣会社の派遣職員、在宅就業の「非正規職員」が5割弱（48.7%）にのぼっています。

このことから、安心して就労できる施策が必要となります。

カテゴリ	回答数	%	前回 (H21)
自営業（家族従業を含む）	22	3.7%	3.4%
正社員（常用雇用）等	205	34.3%	35.7%
パート・アルバイト	190	31.8%	32.5%
嘱託・準社員・臨時社員	77	12.9%	9.7%
人材派遣会社の派遣社員	20	3.3%	5.3%
在宅就業	4	0.7%	0.5%
無職	49	8.2%	12.1%
その他	5	0.8%	0.1%
無回答	26	4.3%	0.7%
計	598	100.0%	100.0%



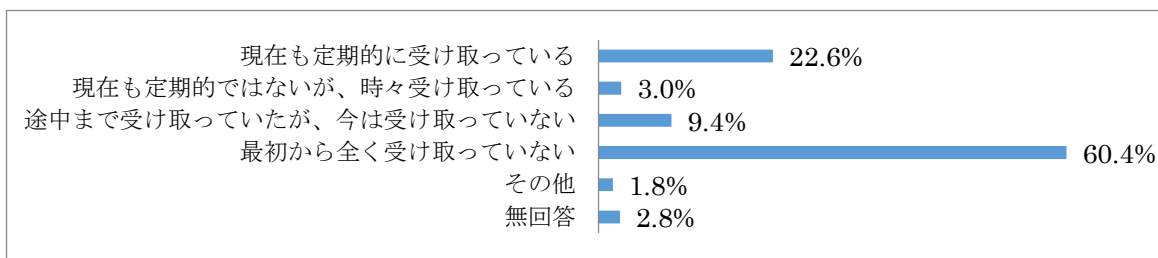
## (5) 養育費の状況

ひとり親になった理由が「離婚」である541世帯の養育費の受取状況について、「最初から受け取っていない」が327世帯(60.4%)で最も多く、「途中まで受け取っていたが今は受け取っていない」が51世帯(9.4%)と合わせると、約7割の世帯が現在養育費を受け取っていません。

また、現在も定期的又は時々受け取っている世帯と途中まで受け取っていた世帯189世帯の養育費の額は、2～4万円未満が85世帯と最も多く、次に4～6万円未満が39世帯となっています。

### ア 受取り状況

カテゴリ	回答数	%
現在も定期的に受け取っている	122	22.6%
現在も定期的ではないが、時々受け取っている	16	3.0%
途中まで受け取っていたが、今は受け取っていない	51	9.4%
最初から全く受け取っていない	327	60.4%
その他	10	1.8%
無回答	15	2.8%
計	541	100.0%



### イ 養育費の月額

	回答数
2万円未満	20
2万～4万円未満	85
4万～6万円未満	39
6万～8万円未満	13
8万～10万円未満	4
10万円以上	9
無回答	19
計	189



## ○養育費の取決め状況

養育費については、取り決めをしていない人が36.2%と最も多く、そのうち91.8%は、現在養育費を受け取っていません。文書などを交わして取り決めをしている人と文書は交わしていないが取り決めをしている人の合計は、取り決めをしている人は221人（40.8%）になりますが、そのうち88人は、現在養育費を受け取っていません。

取り決めの種類は、調停が91人（56.2%）が最も多く、次に、公正証書46人（28.4%）の順になっています。

### ウ 養育費の取決めと受取り状況

カテゴリ	回答数	%	現在も受け取っている	現在受け取っていない
文書などを交わして取り決めをしている	162	29.9%	107	55
文書は交わしていないが、取り決めをしている	59	10.9%	26	33
取り決めをしていない	196	36.2%	16	180
無回答	124	22.9%		
計	541	100.0%		

### エ 取決めの種類

取決めの種類	回答数	%
公正証書	46	28.4%
調停	91	56.2%
裁判	11	6.8%
その他	14	8.6%
計	162	100.0%

## ○ ひとり親になった理由

カテゴリ	回答数	%	前回（H21）
死別	0	0.0%	0.5%
離婚	541	90.5%	90.0%
未婚・非婚	52	8.7%	5.9%
行方不明・失踪	0	0.0%	0.3%
遺棄	0	0.0%	—
相手の心身障害	0	0.0%	0.3%
相手からの暴力	3	0.5%	—
その他	2	0.3%	0.5%
別居	—	—	0.3%
無回答	0	0.0%	2.5%
合計	598	100%	100%

未婚・非婚の割合が上昇しました。

相手からの暴力が理由とする回答が3件ありました。

## (6) 資格の取得状況

### ○ ひとり親家庭になる前に取得していた資格（1人2資格まで記載）

ひとり親家庭になる前に何らかの資格を持っていた方は4割強（41.8%）です。

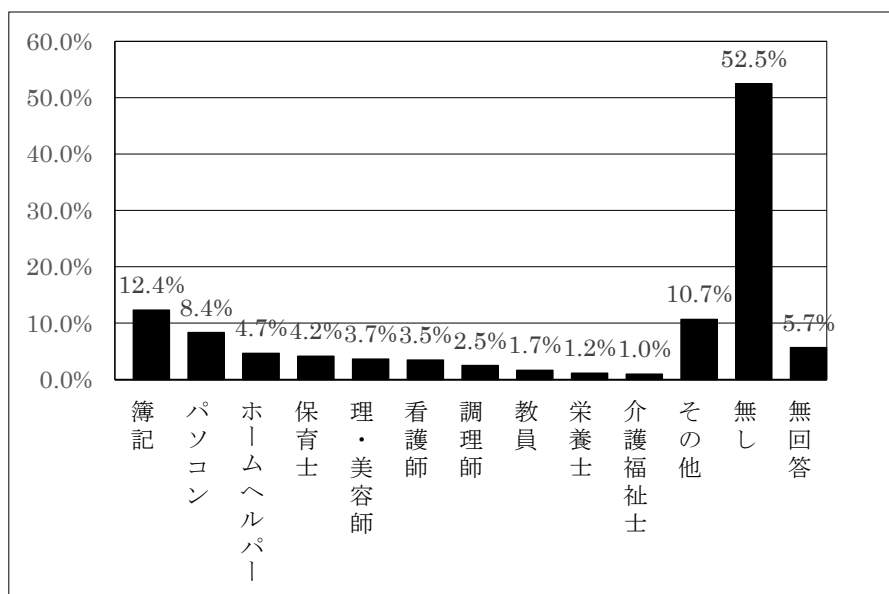
その資格の種類を見ると、「簿記」74人（12.4%）で、次いで「パソコン」50人（8.4%）となっています。

半数以上（52.5%）が、ひとり親家庭になる前に何の資格も有していません。

カテゴリ	複数回答	%	前回 (H21)
	合計		
簿記	74	12.4%	13.9%
パソコン	50	8.4%	6.1%
ホームヘルパー	28	4.7%	3.8%
保育士	25	4.2%	2.7%
理・美容師	22	3.7%	3.9%
看護師	21	3.5%	4.4%
調理師	15	2.5%	2.3%
教員	10	1.7%	2.1%
栄養士	7	1.2%	1.1%
介護福祉士	6	1.0%	0.8%
その他	64	10.7%	9.3%
無し	314	52.5%	
無回答	34	5.7%	58.9%
計	598	112.0%	109.3%

※ 複数回答のため、合計は100%になりません。

※ %は件数を対象者数（598人）で割って100をかけた数値です。



○ ひとり親家庭になってから取得した資格（1人2資格まで記載）

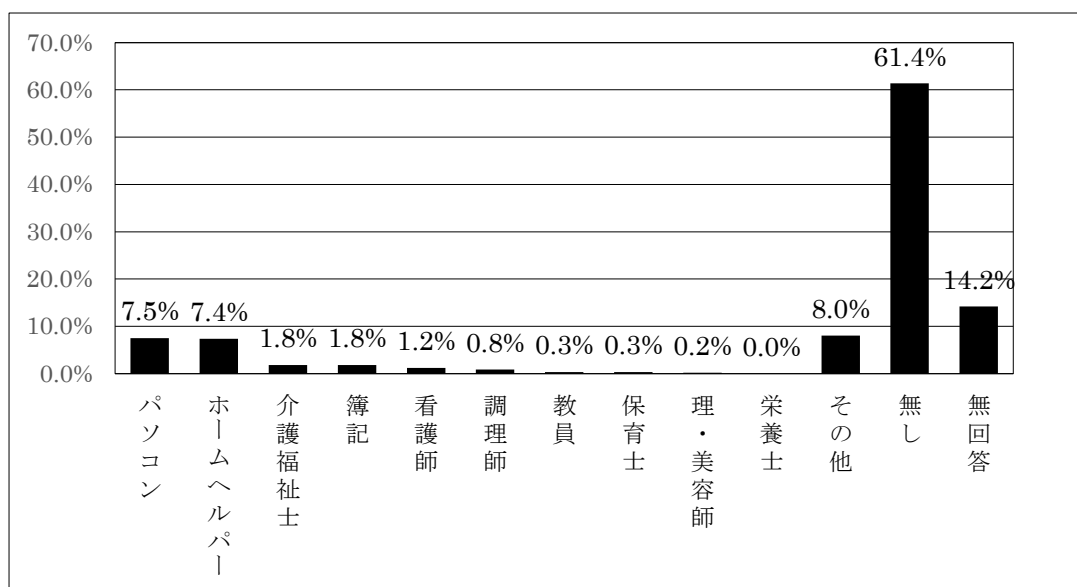
ひとり親家庭になってから取得した資格については、パソコン45人（7.5%）、ホームヘルパー44人（7.4%）等となっています。

一方、「無し」の方が、598人中367人（61.4%）います。ひとり親家庭の資格取得が困難である状況が見てとれます。

カテゴリ	複数回答	%	前回（H21）
	合計		
パソコン	45	7.5%	4.9%
ホームヘルパー	44	7.4%	7.1%
介護福祉士	11	1.8%	1.6%
簿記	11	1.8%	1.3%
看護師	7	1.2%	1.3%
調理師	5	0.8%	1.4%
教員	2	0.3%	0.1%
保育士	2	0.3%	0.1%
理・美容師	1	0.2%	0.2%
栄養士	0	0.0%	0.1%
その他	48	8.0%	8.3%
無し	367	61.4%	
無回答	85	14.2%	78.0%
計	598	105.0%	104.4%

※ 複数回答のため、合計は100%になりません。

※ %は件数を対象者数（598人）で割って100をかけた数値です。



○ 資格や技能習得を行っていない理由（2つまで選択）

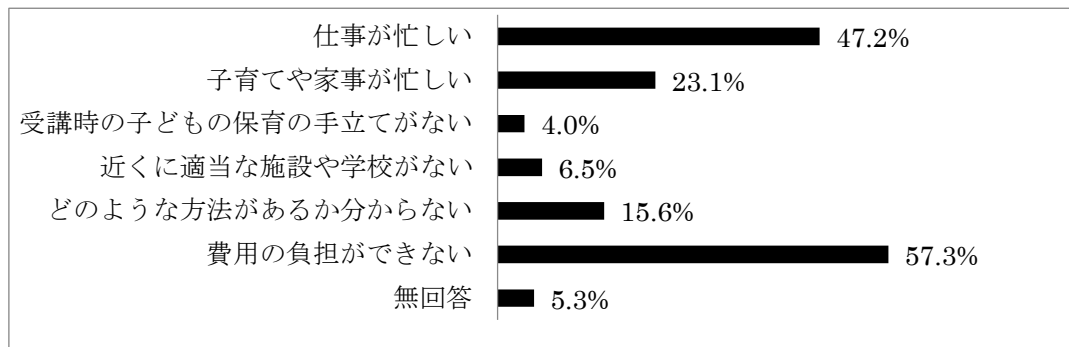
「職業能力を高めるために、何か行っているか」との問いに「希望があるがやれない」、「行っていない」と回答した 506 人について、資格や技能習得を行っていない理由を尋ねたところ、費用の負担ができない 290 人（57.3%）、仕事が忙しい 239 人（47.2%）などとなっています。

「どのような方法があるか分からない」「費用の負担ができない」と回答した人が 79 人いることから、技能取得のための制度等について、情報提供機能を充実していく必要があります。

カテゴリ	複数回答	%	前回 (H21)
	合計		
仕事が忙しい	239	47.2%	38.2%
子育てや家事が忙しい	117	23.1%	16.7%
受講時の子どもの保育の手立てがない	20	4.0%	3.1%
近くに適当な施設や学校がない	33	6.5%	10.6%
どのような方法があるか分からない	79	15.6%	15.1%
費用の負担ができない	290	57.3%	66.8%
無回答	27	5.3%	6.0%
合計	506	159.1%	156.5%

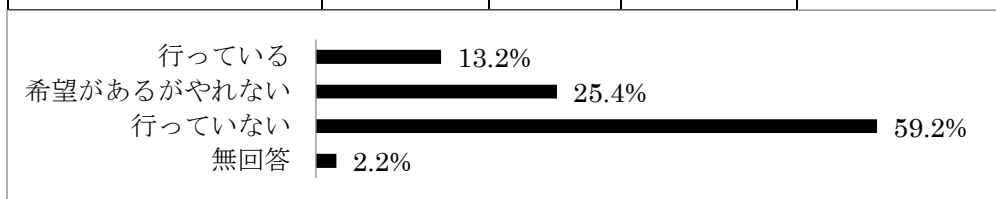
※ 合計は、対象者数。複数回答のため、必ずしも合計は 100% になりません。

※ % は、件数を 506 で割って 100 を掛けた数値です。



○ 職業能力を高めるために何か行っていますか

カテゴリ	回答数	%	前回(H21)
行っている	79	13.2%	11.8%
希望があるがやれない	152	25.4%	32.8%
行っていない	354	59.2%	53.1%
無回答	13	2.2%	2.3%
計	598	100.0%	100.0%



## (7) どのような就労支援を望むか(3つまで選択)

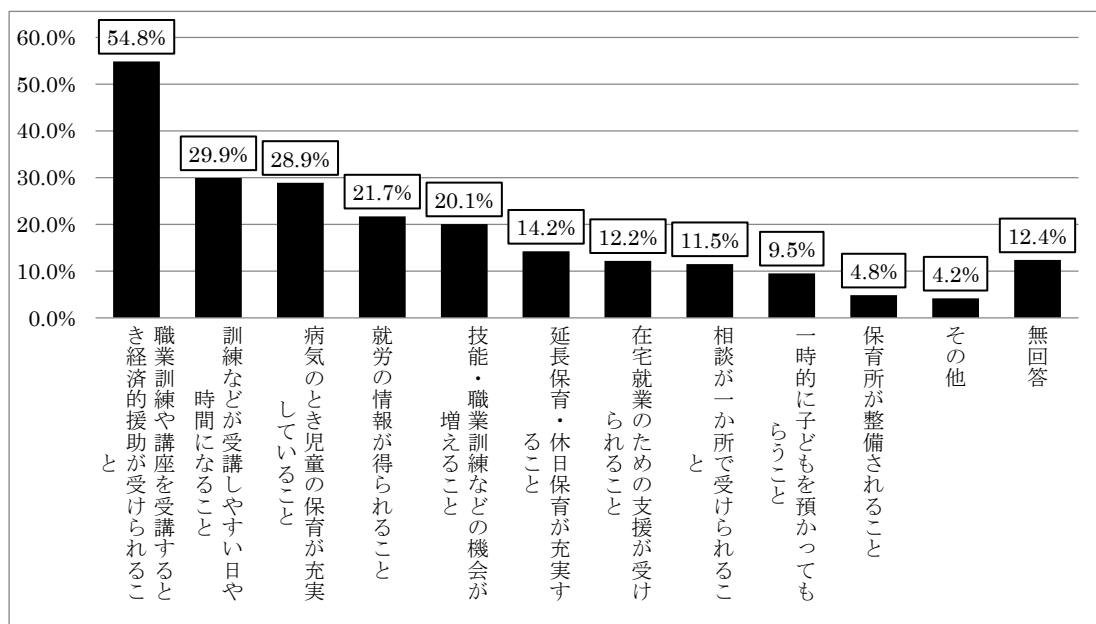
希望する就労支援について尋ねたところ、職業訓練や講座を受講するとき経済的援助が受けられることが328人(54.8%)となっており、多数の方から職業訓練や講座受講時の経済的支援が求められています。

こうしたことから、就業に有利な資格取得に向けた取組を支援する必要があります。

カテゴリ	複数回答	%	前回(H21)
	合計		
職業訓練や講座を受講するとき経済的援助が受けられること	328	54.8%	59.5%
訓練などが受講しやすい日や時間になること	179	29.9%	27.0%
病気のとき児童の保育が充実していること	173	28.9%	29.1%
就労の情報が得られること	130	21.7%	27.6%
技能・職業訓練などの機会が増えること	120	20.1%	23.2%
延長保育・休日保育が充実すること	85	14.2%	13.4%
在宅就業のための支援が受けられること	73	12.2%	
相談が一か所で受けられること	69	11.5%	10.6%
一時的に子どもを預かってもらうこと	57	9.5%	8.7%
保育所が整備されること	29	4.8%	4.9%
その他	25	4.2%	3.3%
無回答	74	12.4%	10.9%
対象者数	598	224.4%	218.2%

※ 複数回答のため、合計は100%になりません。

※ %は件数を回答者数(598人)で割って100をかけた数値です。



## (8) 相談機関・制度等について

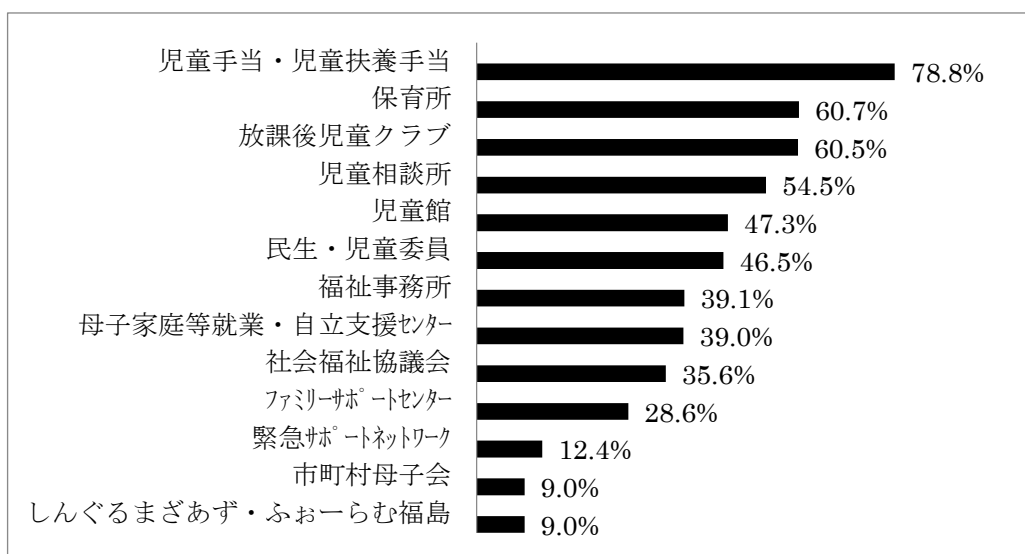
### ○ 認知度（知っているものすべて選択）

児童手当・児童扶養手当、保育所、放課後児童クラブ（学童保育）については、60%以上の方に認知されています。

また、児童相談所が50%以上、民生・児童委員は40%以上と福祉に関する機関・制度の認知度が高くなっています。

ひとり親家庭の就業支援において重要な役割を担う母子家庭等就業・自立支援センターについては、更なる周知を図る必要性があります。

カテゴリ	回答数		%
		知っている	
児童手当・児童扶養手当		471	78.8%
保育所		363	60.7%
放課後児童クラブ		362	60.5%
児童相談所		326	54.5%
児童館		283	47.3%
民生・児童委員		278	46.5%
福祉事務所		234	39.1%
母子家庭等就業・自立支援センター		233	39.0%
社会福祉協議会		213	35.6%
ファミリーサポートセンター		171	28.6%
緊急サポートネットワーク		74	12.4%
市町村母子会		54	9.0%
しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島		54	9.0%
対象者数		598	521.1%



○ 利用度・満足度（今までに利用したことのあるものすべて選択）

実際に利用した制度については、児童手当・児童扶養手当が61.7%、保育所34.3%、放課後児童クラブ27.4%となっています。

制度の利用について、さらに広報を行っていく必要があります。

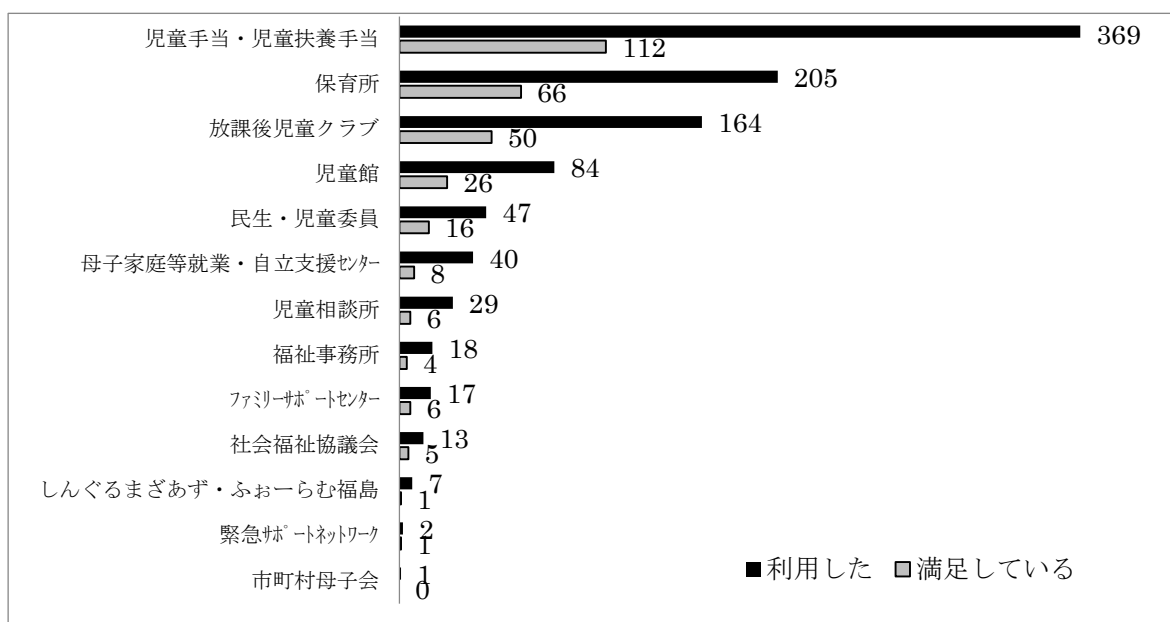
また、制度の満足度を上げるため、更なる取組が必要です。

カテゴリ	回答数	% ※1	回答数	% ※2
	利用した		満足している	
児童手当・児童扶養手当	369	61.7%	112	30.4%
保育所	205	34.3%	66	32.2%
放課後児童クラブ	164	27.4%	50	30.5%
児童館	84	14.0%	26	31.0%
民生・児童委員	47	7.9%	16	34.0%
母子家庭等就業・自立支援センター	40	6.7%	8	20.0%
児童相談所	29	4.8%	6	20.7%
福祉事務所	18	3.0%	4	22.2%
ファミリーサポートセンター	17	2.8%	6	35.3%
社会福祉協議会	13	2.2%	5	38.5%
しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島	7	1.2%	1	14.3%
緊急サポートネットワーク	2	0.3%	1	50.0%
市町村母子会	1	0.2%	0	0.0%
対象者数	598	166.6%		359.0%

※ 複数回答のため、合計は100%になりません。

※ 1の%は件数を回答者数（598人）で割って100をかけた数値です。

※ 2の%は件数を各項目の利用者数で割って100をかけた数値です。



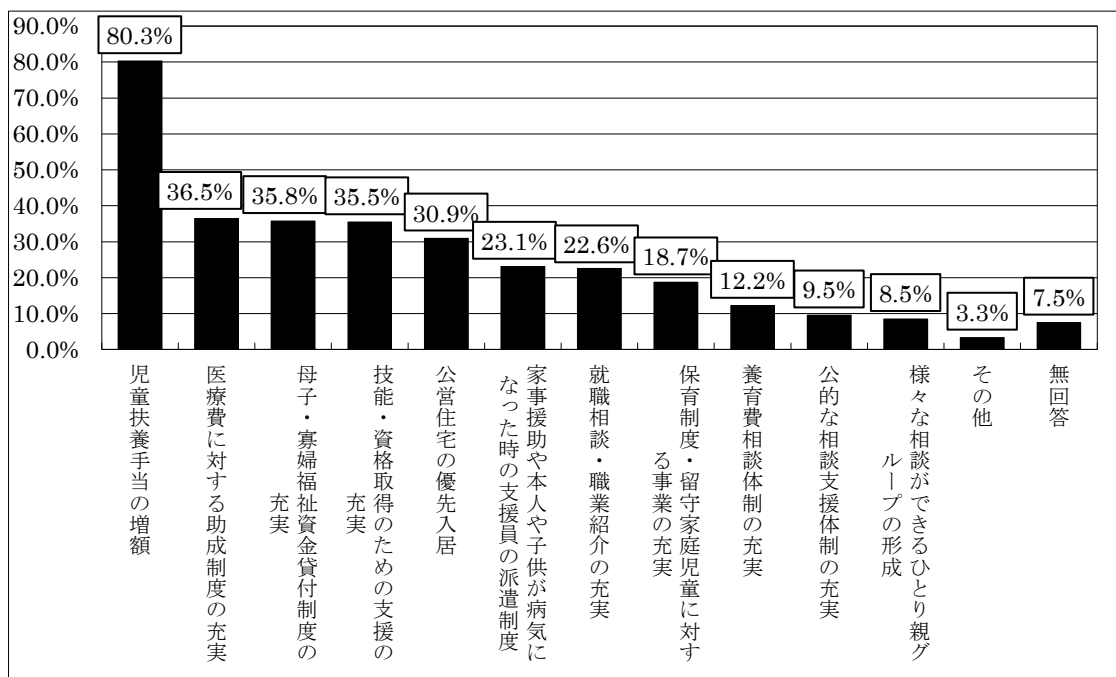
### (9) 希望する支援制度について（3つまで選択可）

ひとり親家庭が希望する支援制度では、現在も続く厳しい経済雇用情勢を反映し、児童扶養手当の増額や、医療費に対する助成の充実など経済的支援策に対するものが多くなっています。

カテゴリ	複数回答	
	回答数	%
児童扶養手当の増額	480	80.3%
医療費に対する助成制度の充実	218	36.5%
母子・寡婦福祉資金貸付制度の充実	214	35.8%
技能・資格取得のための支援の充実	212	35.5%
公営住宅の優先入居	185	30.9%
家事援助や本人や子供が病気になった時の支援員の派遣制度	138	23.1%
就職相談・職業紹介の充実	135	22.6%
保育制度・留守家庭児童に対する事業の充実	112	18.7%
養育費相談体制の充実	73	12.2%
公的な相談支援体制の充実	57	9.5%
様々な相談ができるひとり親グループの形成	51	8.5%
その他	20	3.3%
無回答	45	7.5%
対象者数	598	324.4%

※ 複数回答のため、合計は100%になりません。

※ %は件数を回答者数（598人）で割って100をかけた数値です。

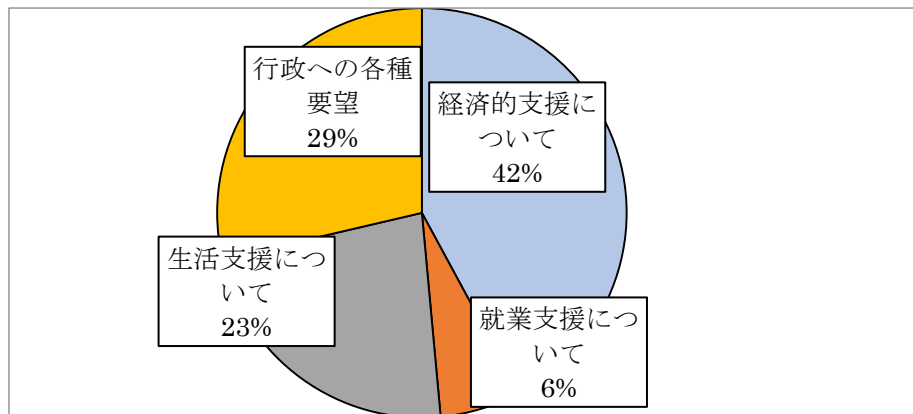




## (10) 県（行政）に対する意見・要望

内容別の状況は、次のとおりです。

カテゴリ	件数	%
経済的支援について	72	42.0%
就業支援について	11	6.0%
生活支援について	39	23.0%
行政への各種要望	49	29.0%
合計	171	100.0%



最も多かったのが『児童扶養手当』、『ひとり親医療費助成事業』、『母子寡婦福祉資金貸付金』などに関する「経済的支援について」の意見・要望です。（72件）その中でも、『児童扶養手当』に関するものが46件で最も多くなっています。

『児童扶養手当』に関するものの主なものは、支給額の引上げに関するもので、支給額そのものが少ないとするもの、第2子・第3子以降の加算額制度の改正要望、一部支給停止措置の撤廃などです。

「就業支援について」11件の内訳は『技能・資格取得のための支援の充実』に関するもの4件、『その他』の要望等7件となっており、その他要望の中では、社会全体での母子家庭の就業への理解・協力を求めるものが多くなっています。

「生活支援について」39件の内訳は、『保育所や学童保育等子どもに関する支援』17件、『住居の安定確保』に関するもの16件、『その他』6件となっています。

『住居の安定確保』に関するものについては、公営住宅の充実や優先入居に関するものが多数を占めています。

以下、具体的な意見や要望の一部を内容別に紹介します。

(※原文のまま記載。ただし、省略された言葉等については適宜補いました。)

## ○ 経済的支援について

児童扶養手当の支給が、高校生（18歳）までなのは困る。今の時代、大学進学等、更にお金がかかる時に手当支給がなくなるのはおかしいと思う。また、子供の人数が増えても一人の額とほぼ同額は、子供一人一人を“人”として見ていない感じがする。子供は1人でも、2人でも、3人でもそれぞれひとりひとりに同じ額だけお金がかかるのだから、「一人につき、いくら」という計算をするべきではないか。今まで手当支給を受けてこれた事には、とても感謝はしているが、子供の成長と共にかかる費用は、莫大なものであることをもう少し理解していただけたらと思う。

実家に戻って住んでいる場合、私一人の収入が少なくても、世帯収入で見られてしまうので児童手当や医療費の助成を全然受けていません。預金も将来の為にしたいのに、本当に困っております。少しでも手当が受けられる様に考えて頂きたいと思います。

児童扶養手当が毎年少しずつ減っています。消費税も上がっているのに、給料が少しも上がりません。生活も大変苦しいです。見直しをしていただきたい。

児童扶養手当の支給対象とならずに現在まで経過したが、子どもが6人いる我が家にとってはとても大変な年数でした。せめて収入だけではなく、子どもの数に対しても援助してもらえると助かります。また仕事と家庭を両立させることは大変で周りの支援がたくさんありましたが、金銭的な援助はなく、とても辛い日々を過ごしました。

親と同居している為、児童扶養手当や、ひとり親医療費控除の対象から外れています。親からは何の援助も受けておらずむしろ私が親に生活費を渡しています。そのため、生活するのにギリギリの状態です。扶養義務者のことは考えない、扶養手当の認定になったら良いと思います。小学校の給食費免除も受けられないので辛いです。難しいとは思いますが、考えていただけたらと思います。

私には子供が3人います。一番上が高校生という費用がかかる年齢になって気づいたことは、小さい頃の手当てやサポートは充実しているのに子が大きくなってからのサポートは少ないと感じています。正直、今の児童扶養手当では、あまり足しにならず、支払いや生活が大変です。子供が多いほど、1人当たりの手当額が少ない今の制度を見直していただけると助かる家庭はたくさんあると思います。

年々、児童扶養手当が減らされています。少しずつ増額していきならまだしも、減る一方です。これでは毎月貯金をしたいと思ってもできません。少し厳しすぎると思います。自立を考えたくてもできないのが現状です。

児童扶養手当の増額を希望します。1人目はよいが、2人目以降5,000円、3,000円と極端に少ないので、2人目以降はおまけみたいに感じる。2人目も1人とみなして児童扶養手当の増額をしていただきたいです。とても生活が厳しいです。

人によって多かったり少なかったり、所得に応じての金額なのはわかりますが、みんなひとり親に違いないです。支給停止するとかしないとか、そういうのはやめてほしいです。所得が高くても、厳しい現状には変わらないんですから。

ひとり親で仕事となると、休日出勤や残業がない職種になってしまい、収入はひどいものです。生活面でも最低限のものをなんとか用意できる状態で学校では子供たちがビンボーと言われたり仲間外れにされることは当たり前です。就労支援していただいても、収入の少ない職にしか就けない現状です。今の世の中を考えて、手当を増額していただかないと子供たちが大人になったときさめた人間になってしまいそうで恐ろしいです。

手当が受けられるよう、基準をあげてほしいです。

児童扶養手当を20歳までにしてほしい。医療費を母子ともに無料化してほしい。

児童扶養手当が年々減っていることと、働けば働くほど手当がもらえなくなり、生活は楽にならない。また、支給を18歳までではなく、20歳までにかえて欲しい。今のままでは大学にも行かせることができません。

児童扶養手当が同居している兄の収入額により受給されないこと。住所が同じでも、援助を受けているわけでもないのに、兄の収入額で決めるのはおかしいと思う。市役所の方によると、私が引っ越しをしない限り難しいとのこと。同居していても本人の収入額で、手当の金額や、有無を決めてほしい。

ひとり親家庭なのに、収入により受けられる手当額に差があるのは不満です。実際、生活保護等受けているにもかかわらず、私よりも派手な生活をしている方がいます。まじめに働いているのがバカらしく思える時があります。ひとり親家庭は、収入あるなしにかかわらず、ひとり親家庭です。見直していただきたいと思います。

ひとり親家庭になり子供のために日々仕事をして、パートから正社員になり収入を安定させようと必死ですが、その分持ち帰りの仕事が増え子供との時間も少なくなり正直負担な日々が変わっています。将来のために子供たちに習い事をさせてあげたくても生活を重視すると限界があります。それに伴い自分の体も不調がたたり不安が募る中でも仕事をしないと生活できない現実辛いものがあります。そんな中で心強い児童扶養手当が、年々減額されてしまうのは不安でなりません。

以前に、貸付制度を利用しようとしたら、条件が厳しく利用しづらかった。お金が出るまでも時間がかかるなど、せっかくの制度を利用しやすくしてほしい。

ひとり親家庭等医療費受給の手続きに疑問を感じます。病院にかかり受給者証を見せても「必要ない」「これはいりません」と言われ結局使ったことがありません。働いている為、市に提出にいく時間も有りません。いろんな手続きに役所へ行く時は、仕事先に時間をもらい行かなくてはいけないので、手続きが簡単に済めばいいなと思います。

ひとり親家庭医療費助成を受けていますが、お金がなく病院に行けないということがありました。受給者証を見せればかかれる制度になったら助かります。申請して戻ってくるのはありがたいのですが、本当にお金がない状況でも医療が受けられたらいいと思います。

## ○ 就業支援について

私は、ひとり親家庭になってから就職するのに大変苦労しました。ひとり親だからこそ、それなりの収入が欲しいと思い、面接は数十回と受けるも、民間企業は受かることもなく、子供の状況をいろいろ聞かれ、働ける環境も整っているのに、あまりいい顔はされず、また、資格取得はしたいと思うものの、いったんは自己負担しなくてはならず、そのお金すらもなく、資格取得も諦めざるを得なく全てが悪循環でした。もっと資格取得の充実をして欲しいと思いました。

遠地、田舎の方でも安心した時間帯で職業訓練や講座の受講が出来るようにしてもらいたいです。目的地に1～2時間かけて行くとなると、子供をどうしようと思ひ、諦めてしまいます。案内書類を受け取っても、感謝ではなく苦痛な気持ちで書類に目を通してあります。建前だけの話に母子家庭を利用しているとさえ感じる時もあります。

仕事を見つける際、転職時、母子家庭を優先して採用してくれる制度を作してほしい。

民生・児童委員の中には母子家庭は対象ではないと言う人がいる。常に給料の良い条件の良い会社を探している。平日、役所に行くと、働いてないんだろうと言われた。厚労省の母子家庭の母を採用した会社にはお金が給付される制度があるが、「いつになったらもらえるんだ」と文句を言われ、私だけボーナスがもらえない時がありました。母子家庭に対する偏見はひどいです。

子育てをしている人に対して、企業の理解がまだまだ足りないと思います。何か制度などはないのでしょうか？助けてください。相談したくても平日の9：00～17：00と日中のみなので相談できません。

## ○ 生活支援について

学童保育をすべての学校につけてほしい。

小学4年生の子は私が帰宅するまで、自宅で1人で待つこととなります。防犯上、幼い子供を1人で留守番させておくのは大変不安です。どうか、小学校就学中は児童クラブを利用できるようにしていただきたいです。子供の帰宅時間に居られれば良いのですが、経済上やっていけませんので、仕事を減らすことはできません。

昨年度の収入によって保育料が算定され、さらに実家暮らしをしていると家庭全体で保育料が決定してしまいます。多額の保育料を支払うのは難しいため、保育所に預けられず、思うように就労できていないです。そういったことへの支援を何とかしてほしいです。

ファミリーサポートの利用を考えたことがありますが、1時間にかかる料金が高すぎて手が出せませんでした。結果、子どもを一人で留守番させる形になり、とてもさみしい思いをさせていただきました。何とかありませんか？（今は利用する必要ないですが、今後利用を考えている母子家庭の人たちのためにも。）

自分の就業時間と、保育所の閉所時間が同じで自分で送迎できないので子供の園の送迎を、ファミサポではなく、公的に行ってほしい。ファミサポさんの都合でサポートしてくれる人が見つからずサポートを受けられない日がある。ファミサポの料金が安い。

収入を得るため正社員で働いているので、どうしても帰りが遅くなります。子供が好きでまだまだ元気のあるおばあちゃん達が子供と一緒に家に居てくれ、簡単な食事(おむすび等)を作ってくれたり、お風呂を済ませてくれたり、お話してくれたりしたら、子供も親もうれしいなあと思います。そんなあったかいサービスが受けられたら助かります。

私は発達障害の子供を育てる親です。今発達障害を持った子供がかなり増えています。子供を預ける場所、人数が限られております。頼れる人が身近にいれば良いのですが、誰も頼れない人もいます。仕事も時間などが限られてしまいます。当然障害の子を持つ母子家庭も増えていると思います。もっと福祉、仕事を時間の融通が利くよう施設を充実させて欲しい。

公営住宅に入居したく、空きを待っていますが、現在は空気がなく困っております。収入に対して家賃の割合が大きく、家計が苦しいです。母子家庭用の住居を作っていただいたり、公営住宅を増やしていただけるとうれしいです。

母子家庭世帯向けに無料か格安のアパートがあると良い。アパート代を半分くらい負担して欲しい。

今、市営住宅に入っています。体の具合が悪く就業できない時や、転職する時など、仕事をしていない期間に、県営住宅の母子家庭は家賃免除になりますが、市営は必ず支払わなければならないので、できれば免除の方向性があるといいと思います。

住宅は公営住宅に限らず、一般の貸家等でも公的な助成制度があればいいと思います。家賃は削ることができないので、「せめて今の半分の家賃だったら、残りの半分を子供の教育に使えるのに」と思うことがよくあります。

金銭的な援助だけでなく、ひとり親同士がつながれるイベント等があるとうれしい。

経済的に、夏休みでもどこにも連れていけません。震災支援で母子家庭優先に、無料の企画をやって下さい。一年に一度の思い出作りの応援をして下さい。他のもので応募してもいつも行けません。よろしくお願い致します。

## ○ 行政への各種要望

養育費をしっかりと払ってもらえる制度を作って欲しい。

原発事故による放射能の不安は残っていますが、私の収入では、貯蓄の余裕もなく、避難したくても諦めるしかありませんでした。今後、いつ自分にもガンが出てくるかわかりません。子供だけ1人残ってしまったときのサポート体制があればお願いしたいです。

原発事故による自主避難で県外の雇用促進住宅に入居しています。来年3月末までは、家賃が免除されているおかげで何とか避難生活が成立しています。原発の影響、汚染水などの問題が未だ続々と明らかになっている中、子どもの健康を考えると避難の選択を経済力が理由で失う事になっては困ります。あと3年くらいは家賃免除を約束していただきたい。

離婚してひとり親になった人より、未婚でひとり親になった人のほうが税法上、控除に対して不利なのが納得いきません。少子化対策を考えていく上で対等・平等な対応をしていただきたいです。

公的支援が「母子家庭」に偏っている現制度を改善してほしい。実態として、「母子家庭」より「父子家庭」のほうが、世間の理解も得られないにもかかわらず公的支援が乏しくどんどん孤立していく。

現在、児童扶養手当は所得制限のために受け取っていませんが、毎年住民票・謄本等を提出して現況届の手続きを行っています。受給されている方は良いですが、受給できない方は、病気等で働けなくなったりした時に申請でもいいのではないのでしょうか？

ひとり親家庭は1人でしっかりと働いて稼がなければ生活していけません。子供が小さい家庭は特に学校が休みである日・祝日は休みを取るため、平日は休むわけにいきません。ですが、色々な申請手続きをする場所は平日17時までです。その時間は働いています。そう簡単に休めません。本当にひとり親への支援を考えているなら土日祝日も申請できるようにしてもらいたいです。扶養手当額の決定に養育費分も加算されているのも意味がわかりません。養育費は父親が支払うのは当然の義務です。それを収入とみなされるのは納得できません。支援支援と言いながら、本当にひとり親のことを考えてくれていますか？

子ども3人育ててきました。長男が重度障害者で、就業時間に制限があり、経済的に大変な毎日です。下の子どもも大学進学時、思い通りに進むことができなかつたのではと思います。これからもっともっと福祉が充実して、弱者がもっと安心できる社会になることを願っています。

ひとり親家庭の支援制度を利用して不正に受給している方も多いと聞きます。自立し、支援なしで生活したいと努力しますが、なかなか実現できないのが現状です。養育費等を受け取れていないひとり親家庭が多いと思います。前年度の収入だけで決められると、次年度収入が低いと消費者金融に頼ったりしなければいけなくなり、真剣に働き手続きをしているのに、不満を感じることがあります。前年度の収入で支援を打ち切ってしまう前に、どうか大変でも、各家庭の事情を聞いて下さい。

ひとり親の収入ではできる事に限りがあり、税金の免除やその他もろもろ収入で決めるのではなく安定した生活ができ、子どもと居る時間が持てるようにもっと支援してほしい。

わからない制度があり、自らが知らなければ、知らないままであったり、別居の時点で生活が大変でもっと助けを求められる場所があればと何度も思いました。もっと県や市から、充実した制度や、いろいろな事を教えてくれることがあれば、もっと考えることができ、少しずつ可能性を増やしていけると思います。

私には身近に相談をできる人がいません。心配と迷惑をかけたくないからです。それは子供に対しても同じことであって元夫の分まで明るく元気な姿を見せるよう努力していますが、もう心は疲労困憊です。子供は居れども生きていく辛さが日に日に増し、死にたくなります。でも、どこに相談すればいいか分からないし、行政は大抵5時で終わってしまうので聞くこともままなりません。私のようなひとり親家庭のための夜の相談窓口はないのでしょうか。

※ なお、今回の集計において、それぞれの区分において、重複する部分がありますが、この資料はいただいた意見を参考として見ていただくためお示ししたものであり、区分の修正は行いませんので、ご了承下さい。